

労働委員会の窓（令和8年3月分）

《 会議関係 》

- 3月13日 第1360回公益委員会議
「令和8年（不）第1号事件の審査経過について」など4件
- 3月27日 第1254回愛媛県労働委員会総会
「令和8年（不）第1号事件について」など8件

《 集团的労使紛争関係 》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
8年(不) 第1号	運輸業	R8.1.28	3	支配介入の禁止 謝罪文の掲示	係属中

《 個別的労使紛争関係 》

○ あっせん事件

事件番号	業種	申立年月日 申 請 者	あっせん事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況
8年調整 個別第2号	専門 サービス業	R8.2.6 労働者	退職時のトラブルに よる損害の賠償請求	-	39日	不開始

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
3月	31	55
累計（4月～）	279	421

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。



仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください



- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくても付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

愛媛県労働委員会

〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132

089-912-2996

Mail: roudou@pref.ehime.jp
HP : <http://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>



※ 愛媛県労働委員会は、4月30日から愛媛県庁に移転します。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号等の変更はありません。